○経済産業省国土交通省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、国土交通省から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年二月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

建設技術研究開発助成制度に係る補助金

○国土交通省告示第百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

富良野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成元年建設省告示第千六百九十号で指定した同号十八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道空知郡上富良野町

一五八七番五六　一号から三号まで

一五八七番七二九　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を平成元年建設省告示第千六百九十号で指定した同号十八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道空知郡上富良野町

一五八六番一四五　五号から七号まで

一五八六番一四二　八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新田中沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道空知郡中富良野町

字中富良野区画外　二三〇六番二五

一〇四〇〇番

二三〇六番六

字ナエ

二三〇六番二〇四

一六四七番一四七

一六四七番一六〇

一六四七番一六一

一六四七番五

一六四七番六

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白水川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十七年建設省告示第千三百四十九号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓

六五番一

六八番一

七三番地先河川敷

六九番二地先河川敷

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

銭函学校沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道小樽市見晴町

一七七番　一号及び二号

七二番二　三号

七二番一　四号

六九番六　五号及び七号

六八番　六号

○国土交通省告示第百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

志知谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県桑名市大字志知

字平群沢　三七四五番　一号

三七四四番二　二号

三七四六番　三号

三七四八番三　四号

三七七七番一　五号

字萩原　三七七八番　六号

三八一三番五　七号

三八一七番　八号

○国土交通省告示第百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西谷上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県高松市塩江町安原下第2号

字上中徳　一五五一番地先道路敷　一号

一五三九番地先道路敷　二号及び三号

二一五四番六　四号

二一五四番三　五号から七号まで

一五四一番二　八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城北東川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県さぬき市津田町津田

字雨瀧　五八〇番九　一号

五八〇番一　二号

六三〇番二　三号

六三九番一　四号

六一九番二　五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

みろく谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第三百四十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

香川県さぬき市大川町富田中

字羽鹿谷　三二六七番一　一号及び二号

三二六七番二　三号及び七号

三二六五番　四号

三二五二番一　五号

三二五三番四地先水路敷　六号

○国土交通省告示第百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀頭川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市木次町西日登

二八二七番　一号及び四号から六号まで

一一七三番一　二号及び三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱七号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市木次町西日登

一一七五番一　七号

二八二七番　八号から十一号まで

二八三〇番三　十二号